

被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第 7 号

2012.3.15 発行

認定NPO法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト 6 階

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317

ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 全国被害者支援ネットワークと国際化 1
- 特集 台湾・韓国における被害者支援
台湾の法制度 2 韓国との連携事例 3
韓国KCVAとの了解覚書締結 4
[センター紹介]韓国全国犯罪被害者支援連合会 5 韓国における被害者支援 6
- 用語解説 第2次犯罪被害者等基本計画 7
- 編集後記 8

巻頭言

全国被害者支援ネットワークと国際化

認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク 理事長

山上 皓



全国被害者支援ネットワークの第2期3年計画において、国際化への取り組みが、あらためて取り上げられました。具体的には、①海外諸団体の活動内容の調査と交流、および、②国外での法人被害者ならびに国内における外国人被害者に対する支援、などの活動の充実が方針として掲げられています。

海外諸団体の活動内容の調査については、1998年のネットワーク設立前後の数年間、警察庁の委託を受けて、重点的に取り組んだ時期があります。欧米の被害者支援先進国の経験に学ぶ目的で行った一連の調査です。ネットワークに関わる多くの方々海外に派遣されて、詳細な調査報告書を作成され、その成果がその後の研修や、支援活動の実践に生かされました。調査に際しては、常磐大学のジョン・ドゥーシッチ教授や、派遣先の大使館に出向中の警察庁の方々、大変お世話になりました。訪問先の被害者支援関係者は、どの国でも、私たちを新たな仲間として歓迎し、協力を惜しみませんでした。NOVA(米国)のマリーン・ヤング氏やVS(英国)のヘレン・リーブス氏のように、その後も長く交流が続いた方たちもおられます。私たちも、後に台湾や韓国の被害者支援関係者の訪問を受けた時には、同じような気持ちで接してきました。

その後私たちの関心は、主として、国内における支援の実践とその充実(早期援助体制の確立等)、および、必要な法整備(基本法の制定や、支援基金の設立等)へと向けられてきました。十数年を経て、これらの取り組

みにもようやく目途が付いた時点での、あらためての、国際化への取り組みです。これからの国際交流は、かつてのような調査研究というよりも、自立した組織同士の連携・協力を中心とするものへと発展して行くことが期待されます。韓国のKCVAとは、東日本大震災を契機に交流が深まり、昨年11月24日に済州島で開かれたKCVAの年次大会に私も招かれ、今後の相互協力に向けての了解覚書を交わしてきましたが、心温まる歓迎を受けました。

もう一つの重要課題である、外国人被害者への支援並びに海外で被害に遭った邦人への支援については、制度的な問題もあって、これまで十分な取り組みがされてきませんでした。しかし、被害者の立場で考えると、遭遇する困難の程度は、そのようなケースではより一層大きなものとなる可能性があります。民間団体としての私たちには、財政基盤の弱さがある、活動を広げるのは容易ではありませんが、制度の枠に捉われない柔軟な取り組みができるという利点もありますので、まずは、出来ることから着実に取り組みを始めていきたいと考えています。

被害者支援は、一人一人の思いを大切にする活動でもありますので、被害者支援の環が国中に広がって行くとき、その国は、より一層平和で、安全で、民主的な国へと変わって行けるものと思います。被害者支援の環が国境を越えてさらに広がって行けるなら、それは世界平和へとつながる道でもあると信じます。国際化への新たな取り組みが、実り多いものとなることを、心より期待しております。

寄稿

加害者による被害回復の諸措置

～台湾の動き～



台湾・国立政治大学法律学系副教授

謝如媛

近代になると、民事法と刑事法は完全に分離される。犯罪被害者は、公法的な法律関係からは完全に排除され、専ら民事法上の私的な権利のみが認められる存在となった。刑事司法においては、犯罪被害者は「忘れられた人々」となった。

しかし、近年、被害者の権利や保護が改めて注目されるようになり、被害者の刑事手続への参加やそれを通じての被害の回復が重視され始めた。その動きのなかで、本来の刑事法と民事法の領域の境界線が少しずつ曖昧になってきている。

台湾にも、このような傾向が見受けられる。

その傾向がもっとも顕著に見られるのは、起訴猶予と執行猶予に関する規定である。台湾の刑事訴訟法253条の2は改正され、検察官の裁量により被告人に一定の処分を付して起訴猶予とすることができるようになった。この「一定の処分」のなかで、直接に被害者にかかわるものとしては、①号の被害者への謝罪、②号の謝罪文の作成、③号の被害者の経済的または非経済的被害への損害賠償、そして⑦号の被害者の安全を守るための措置などがある。

また、刑法74条2項執行猶予の付帯処分にも類似した内容が規定されている。

もっとも起訴猶予と執行猶予の上述のような改正は、主に過剰拘禁を緩和するために行われたといわれているが、改正理由にも示されているように、被害者保護も重要な考慮事項であった。そして、被告人の処分不履行は、起訴猶予や執行猶予を取り消す（そして、実刑とする）事由になりうるので、刑罰をバックアップとして謝罪や

損害賠償の履行を促進するという意味で間接的な強制力があるといえよう。

これに関連して、示談の成立など被害回復に関わる要素が、執行猶予や量刑全体に及ぼす影響がますます強くなっていると思われる。その例として、近年の判決をみると、個人法益を侵害した犯罪では、示談の成立ないし被害者の宥恕は、裁判官が執行猶予判決を下すのに必要不可欠な条件とする判決が多くなっているように見受けられる。

修復的司法の導入もこうした傾向に影響を与えている。台湾では、修復的司法が議論され始めたのは1990年代後半に入ってからのものであるが、特に2、3年前から、法務部（日本の法務省に当たる）の積極的な政策により、その実践が全国各地で展開されている。法務部は、8つの地方検察署を中心に試行プログラムを推進し、学校教育や広報活動を通じて修復的司法の理念を普及させようとしてきた。今年に入って、より多くの地方検察署が試行プログラムに参加し、規模がさらに拡大している。修復的司法を通じて、被告人が被害者の声を傾聴し、自分の責任を認識して被害回復を図ることも、刑事司法の重要な目標だと言われている。

そのほか、直接に加害者から被害を回復するものではないが、間接的に被害回復に寄与していると思われるいくつかの規定がある。被害者保護法は、その一例である。この法律は、被害者補償を中心に定められる法律であり、1998年に制定され、施行されて以来、数回の改正を経て、その適用範囲が拡大し、被害者を保護する諸措置も多様化されてきた。犯罪被害補償金の給付対象は、故意や過

失による犯罪行為で死亡した被害者の遺族、または重傷を負った被害者、そして性犯罪（強姦罪、強制わいせつ罪、準強姦罪など）によって被害（死亡、重傷に限らず）を受けた者とする。検察官は国を代表し、その補償金額について犯罪行為者や賠償責任者に対して求償することができる。また、被告人が条件付きの起訴猶予やその他の判決によって一定の金額を支払う場合、その一部を犯罪被害者保護団体の基金とすることも明文化されている。類似した規定として、監獄行刑法33条は、刑務作業による収入は、その一部は被害者補償の基金とすると定められている。

このように、加害者による（直接的または間接的な）被害回復がますます拡大してきた。それは、被害者地位の向上という評価もあり得る。しかし他方で、刑事政策の視点からみれば、犯罪の処理について加害者個人の責任追及だけに焦点を当て、または被害者と加害者の間で完結させようとするのは、往々にして（被害者と加害者を含む）社会的地位の弱い人々をさらに孤立させるおそれがある。それを避けるために、個人間で問題解決を図るだけでなく、国の政策として被害の実態を確実に把握すること、被害者への全体的なサービスの充実を図ることは、必要不可欠であろう。

韓国釜山市射撃場火災事故の支援活動報告

一般社団法人／特定非営利活動法人長崎被害者支援センター
 理事長（弁護士）
塩飽 志郎

平成21年11月14日、韓国釜山市内の室内実弾射撃場において、客の拳銃発射と同時に爆発火災事故が発生し、日本人客11名のうち10名が死亡、1名が重傷、韓国人客および射撃場従業員5名が死亡するという惨劇が発生した。日本人11名のうち9名は、長崎県雲仙市の38歳の同級生グループで、海外旅行は初めての者もいた。この日朝早く雲仙市を出発し、ジェットフォイル「ビートル」で釜山港に着いたのち、市内観光する中で射撃場に立ち寄り、事故に遭ったものである。翌日、雲仙市の留守家族は、夫や子が前日に乗った同じ「ビートル」で駆けつけることになるとは、誰が想像したであろうか。

釜山地方検察庁は、射撃場の社長と現場管理人を、業務上過失致死罪で起訴した。

また、事態を重くみた釜山市は、加害者（射撃場経営者）に代わって被害者に対し補償するという、特別条例を制定した。

12月下旬、長崎被害者支援センターの支援が始まり、いろいろの経緯の末、私の法律事務所において、引きつ

づき支援活動として刑事事件に対する対応を行う。そして、釜山市との補償交渉について被害者遺族の代理人を務めることになった。

平成22年2月1日、私は、事務所の2名の弁護士と共に訪韓した。大きな役目を背負っての緊張の出発であった。

16時、刑事事件の第1回公判を傍聴した。傍聴席は静



前列右から2番目がヘサルの具正會理事長、その後ろが塩飽理事長、その左が川漆志理事。他皆さんは釜山地検の検事やヘサルの関係者の方々。



調印式の模様。左から釜山検事長、具正會理事長、塩飽理事長、釜山市市長。

肅を求められて通訳がままならず、法廷のやりとりはあまり理解できなかった。韓国でも、被害者や遺族が心情を法廷で意見陳述できるが、日本の被害者参加制度はない。もちろん私たちは、韓国の法廷で弁護士活動ができる

訳ではない。活動としては、毎回法廷を傍聴して、被害者や遺族に報告した。

常磐大学の富田信穂教授にご紹介いただいた釜山市の被害者支援センター「ヘサル」に大変お世話になった。韓国の被害者支援センターは、検察庁との連携が強く、検察庁内に「ヘサル」の控室があるほどだ。刑事記録の謄写もここを通してお願いし、釜山地検の検事正や幹部とも懇談でき、要望も聞いてもらった。一番の山は、日本人遺族3名の意見陳述だった。3人の陳述は、通訳も涙して言葉に詰まってしまう、裁判官も熱心に耳を傾けてくれた。この日、14時から始まった法廷が、休憩を入れることもなく、なんと19時半まで行われた。私達は記者会見を開き、地元メディアも取材してくれた。6月7

日の判決は、被告人両名は禁固3年であった。

補償交渉は、交渉の劈頭、釜山市の担当者から、①釜山市に法的責任はない、②補償額の算定にあたって、日本人と韓国人を区別しない、と明言された。私は、射撃場営業を許可し監督する韓国警察や釜山市消防局の管理責任も問うて交渉を有利にしようと考えていただけに、また、日本では損害賠償の基準は裁判例の集積により『赤い本』として確立されているが、それと韓国の基準とは大きな隔たりがあり、これをどう説得して埋めていくかが課題であると考えていただけに、釜山市担当者の発言は大きく釘をさされた形で、交渉の困難を予感した。通訳は領事館から紹介された出来る人ではあったが、激論や細部になってくると意思の疎通がうまくいかず、はがゆかった。それでも、3回、4回と接渉していくうちに、お互いを理解し合えるようになり、なんとか6月23日、釜山市との合意書を締結するに至り、日本人被害者遺族全員の補償問題は落着いた。この間、私の事務所から実に10回、訪釜した。

この活動を通じて、「ヘサル」から、長崎の被害者支援センターと交流提携したいとの申出があり、11月29日、釜山市長列席の下、交流協約書に調印した。

韓国の被害者支援は、制度としてはスタートは日本より遅れている。しかし、韓国の企業の発展がそうであるように、スピード感をもって急速に進歩している。学生達のボランティア活動も活発で、学ぶべき点も多い。今度は長崎に「ヘサル」をお招きして交流を深めたいと思っている。

韓国 全国犯罪被害者支援連合会との 了解覚書締結

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、韓国の全国犯罪被害者支援連合会（Korea Crime Victim Support Association；以下KCVA）が、日本の被災

者の為に韓国国内の被害者支援団体に寄附を呼びかけてくださり、震災発生から僅か20日後に420万円という多額の金額を寄附してくださいました。



調印式の模様。左から李龍雨会長、山上皓理事長。

これを機に、日本と韓国の関係をより深く継続的なものとすべく、両者が覚書締結に向けて動きだしました。9月30日の全国犯罪被害者支援フォーラ

ム2011において李龍雨会長へ感謝状を贈呈し、10月24日には、済州島で開催された第4回韓国被害者人権全国大会において、山上理事長と李会長との間で、了解覚書の締結に至りました。今後、両国の犯罪被害者等の権利擁

護及び支援のために、全国被害者支援ネットワークと韓国犯罪被害者支援連合会が相互に協力することとなりました。

KCVAは、既に2010年11月15日に全米被害者支援機構（National Organization for Victim Assistance；NOVA）との間に覚書を締結しており、今回、全国被害者支援ネットワークと覚書を締結したことで、2ヶ国と協力体制を築いたことになります。

なお、KCVAからの義援金受入から覚書締結に至るまでの間、慶應義塾大学法学部の太田達也教授には、連絡調整から翻訳に至るまであらゆる面でご尽力をいただきました。

※被害者支援ニュース第5号・第6号に関連記事

センター紹介

韓国 全国犯罪被害者支援連合会 (Korea Crime Victim Support Association; KCVA)

給付金を地方自治体から被害者に対して給付する際の受け皿となる団体が必要となったことから、法務部（日本における検察庁に当たる）の支援を受けて、2004年頃から各地に被害者支援センターが設立されました。各センターは民間の社団法人で、現在は全国57のセンター（うち、ソウル市内に5センター）で8,000人のボランティアが活動しています。その後、複数の被害者支援センターが同一の被害者に対して重複して給付金を給付する可能性を避ける為に、2007年に、全国組織として全センターを統合する全国犯罪被害者支援連合会、KCVAが設立されました。

KCVAの活動としては、スマイルセンターの運営、支援制度の改善、犯罪被害者人権全国大会の開催、犯罪被害者支援センターの広報が挙げられます。

中でも、2010年に法務部からの委託により運営を開始

した「スマイルセンター」は、犯罪被害者のためのシェルターを備えた施設で、被害後に発生するPTSDなどの心理的な治療支援を行っています。2011年時点では1箇所ですが、2012年には1箇所増設予定で、さらに全国に拡大する予定とのこと。施設は最大3家族の居住が可能であり、原則として15日間、必要に応じて30日間まで滞在できます。心理治療については、治癒するまで支援を継続します。

前頁記事のように海外の被害者支援組織との連携も進めているほか、韓国内での具体的な活動としては、釜山市射撃場火災事故（本号寄稿参照）では、釜山地区の犯罪被害者支援センターのみでは対応できる資金がなかったため、KCVAが他の犯罪被害者支援センターに呼びかけて資金を集めて送金したということがあったそうです。

KCVAホームページ： <http://www.kcva.or.kr/>

韓国における被害者支援

韓国では、1987年の憲法改正により犯罪被害者の救助請求権が憲法に明示され、さらに、同年制定された犯罪被害者救助法に基づき、日本での犯罪被害給付制度にあたる救助金制度がつくられた。この救助金制度は、給付要件が厳しく、金額も低かったため、長らく、犯罪被害者の大きな助けとはならなかった。しかし、2008年頃より重大な性犯罪の発生により、被害者支援制度の拡充に対して国民の気運が高まり、急速に法制度の改正や支援の拡充が始まっている。

2010年には、救助法の全面改訂により救助金の支給要件緩和、支給対象者拡大、上限引き上げなど大幅に救助金制度が拡大された。さらに、同年、加害者の支払う罰金の4%を積み立てて犯罪被害者の為に使う犯罪被害者保護法が制定された。積み立てられた罰金は犯罪被害者保護基金に組み入れられ、法務部（日本における法務省）、女性家族省、保健福祉省により、救助金や、刑事調停費、各種の被害者相談施設や保護施設の支援などが使途となっている。

行政における被害者支援の中核を担っているのは、日本の検察庁に当たる法務部である。支援内容は、スマイルセンター（KCVAに委託）の運営、住居支援、治療費

支援、就労支援、被害者支援センタースタッフの研修・教育（刑事政策研究院に委託）など、多岐に亘っている。特に就労支援では、犯罪被害者を含む社会的弱者を一定の割合以上雇用する企業を社会的企業と認定して、税制上の特典を与えるという特色ある制度を取り入れている。その他の行政でも、性暴力被害者の為のワンストップセンター、性犯罪被害児童専門施設の「ひまわり児童センター」などを設立・運営している。

※本稿執筆にあたっては、東京弁護士会犯罪被害者支援委員会作成の韓国調査報告書(2010年10月12日付)のうち、北野 孝輔弁護士執筆の「全国被害者支援連合会・スマイルセンター」報告、および、韓国法務部検事のチョンユミ氏による講演を参考とさせて頂きました。全国犯罪被害者支援フォーラム2011採録版には、韓国法務部検事のチョンユミ氏による韓国の被害者支援の現況報告についての講演（2011年9月30日）を全文掲載しております。冊子版の配付は終了しておりますが、PDF版は全国被害者支援ネットワークのホームページから閲覧可能です。

※韓国法務部ホームページ：<http://www.moj.go.kr/>
(日本語ページあり)



社会的企業「スマイル花園」

用語解説 …………… 第2次犯罪被害者等基本計画

平成23年度からの5か年を計画期間とする「第2次犯罪被害者等基本計画」が、平成23年3月25日に閣議決定されました。

性犯罪被害者の支援、カウンセラー、被害者参加、更正保護、民間団体支援を骨子としています。

1 計画では、性被害者の支援に本格的に取り組みます。

計画では、性犯罪被害者の医療費の負担軽減、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備、警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実、性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実、性犯罪被害者に関する調査の実施があります。

性犯罪被害者の文字が、計画には多数あり、計画が性犯罪被害者への支援を本格的に取り組むことを示しています。これまで、性犯罪被害者の支援については、語られることが少なかったですが、犯罪被害者の声を受け、性犯罪被害者への支援を本格化します。

2 計画では、カウンセラーの役割を重視し、連携を強化します。

弁護士等との打合せにカウンセラー等を同席させることに対する日本司法支援センターによる支援についての検討、警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実とあり、カウンセラーの役割が重視されています。全国被害者支援ネットワーク加盟団体には、カウンセラーも多くいますから、カウンセラーの役割が重視されることは、全国被害者支援ネットワークの役割が重視

されていることにも繋がります。

3 計画では、被害者参加への支援が本格的に開始されます。

被害者参加人への旅費等の支給に関する検討、被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討等、具体的な面での支援が本格化します。被害者参加については、制度面での検討が中心でしたが、これからは、経済的な側面での援助が本格的に検討されます。

4 計画では、更生保護での犯罪被害者支援の役割が重視されます。

仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討、更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実とあり、更正保護での犯罪被害者支援を促進します。

5 計画では、民間団体への支援をします。

民間団体の財政的基盤充実への協力、地方公共団体と民間の団体との連携の促進、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導とあり、民間団体への支援をします。これにより、全国被害者支援ネットワークの役割が重視されます。

以上、全国被害者支援ネットワークも、数多くの面で、計画に関わりますので、計画の遂行に協力してゆきます。

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事
認定特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター 理事・センター長
芦塚 増美

編集後記

- 本号では国外の犯罪被害者支援に関するテーマが取り上げられました。フォーラム2011（第6号参照）でも確認されましたが、グローバル化への対応は大きな課題です。国外における日本人の犯罪被害や、わが国における外国人の犯罪被害について、ネットワークや加盟団体がどのような支援を展開すべきかが問われていると思います。（富田）
- 諸外国の犯罪被害者支援の実情を知ることは大変意義深いことだと思います。良い制度や優れた点を率直に学び、日本の被害者支援にも取り入れていきたいものです。（熊谷）
- 今年は春の訪れが遅れているようですが、必ず春はやってきます。犯罪被害者の方々にも、春のような温かく、優しい支援をお届けできるよう微力ながら頑張ります。（和氣）
- 大震災から早一年。全国、全世界の多くの方々からの様々なお支援により、被災地は復興への土台が築かれつつあります。韓国のKCVAの皆様、台湾の皆様のお心温まる支援も忘れられません。（遠藤）
- 海外の状況を知ることで、日本における被害者支援について、また違った視点で考えることが出来るように思います。各支援センター間でも同じですが、お互いに良いところを吸収しあう姿勢を大切にしたいと思います。（池田）

次回発行予定：2012年7月
特集：未定

編集員一覧

発行責任：全国被害者支援ネットワーク

委員長：富田 信穂

(認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長・
公益社団法人いばらき被害者支援センター理事長)

委員長代行：和氣 みち子

(認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事・
公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長)

熊谷 明彦

(認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事・
公益社団法人被害者支援都民センター監事)

委員：池田 志津

(公益社団法人被害者支援都民センター犯罪被害相談員)

遠藤 和子

(公益社団法人みやぎ被害者支援センター犯罪被害相談員)
全国被害者支援ネットワーク事務局

「全国で、全国被害者支援ネットワークを 支援していただく寄付型自販機が広がっています。」

たくさんの企業・法人さまに、全国被害者支援ネットワークの活動を支援していただく、寄付型自動販売機を設置していただいています。

現在、29台の寄付型自動販売機から飲料の売り上げの一部をご寄付いただき、活動の大きな源とさせていただいております。

ご支援をいただき、誠にありがとうございます。



(株)シティーエステート スーパーコート産光パーク（大阪城公園）に設置して頂いた寄付型自販機。スーパーコート様、全国ネットワークのロゴが入ったオリジナルラッピングの自販機です。



● 設置者様（敬称略）

株式会社三幸埼玉工場（2台）、ヤマヨ運輸株式会社、オムロンビジネスアソシエイツ株式会社（オムロンビジネスアソシエイツ株式会社東京事業所、オムロン株式会社大阪事業所、オムロンフィールドエンジニアリング株式会社、オムロンヘルスケア株式会社、オムロン株式会社綾部事業所、オムロンフィールドエンジニアリング）、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション、株式会社ジーエス・ユアサビジネスエージェンシー、財団法人松原病院、財団法人松原病院みどりの森社会復帰センターこもれび、宝酒造株式会社伏見工場、株式会社村田製作所、ワコールサービス株式会社、株式会社島津製作所、ニチコン株式会社、ワタベウエディング株式会社、株式会社堀場コミュニティ（株式会社堀場製作所）、日本輸送機株式会社、株式会社シティー・エステート（スーパーコート産光パーク、スーパーコート茨木沢良直）、武田病院グループ（康心会クリニック）、財団法人日本森林林業振興会（平成24年2月末日現在、他匿名希望2社）

※（ ）内に台数表示がないものは1台の設置

被害者支援ニュースの発行は自賠責運用益拠出事業の助成によるものです。